

児童相談所移管について

都区は平成19年からの都区のあり方検討委員会の中で児童相談所を移管する方向性を決めたが、協議をまとめることができなかった。今年度に入り特別区は、「特別区が目指す児童相談行政のすがた」として、特別区児童相談所事務移管モデルをまとめたところである。また、区長会では、移管について23区で一致し取り組むことが確認された。

これに基づき、児童相談所移管について各区で検討を行い、特別区としてまとめ、都との協議を進める。

1 現状と課題

現在、東京都では、区市町村が設置している子ども家庭支援センターを児童相談の第一義的窓口とし、都が設置している児童相談所を専門性の高い困難事例の対応窓口としており、二層体制となっている。

そのため、児童相談所と子ども家庭支援センターは、連携して虐待をはじめとした児童相談行政をおこなっているが、二つの機関が存在することによって、認識に温度差が生じ、迅速な対応や子どもの状況の変化に合わせたきめ細かな対応がとれないことがある。

こういった課題の解決を図るため、責任や窓口の明確化や一貫した支援体制など児童相談所の区への移管は必須である。

児童相談所の移管の実現に向け、以下の項目を各区で検討する。

2 区として検討すべき項目

- (1) 移管の方法
- (2) 児童相談所の設置
- (3) 一時保護所の設置
- (4) 児童相談所設置市の事務の調整

3 検討スケジュール

平成26年 4月 各区でとりまとめの方向性について区長会へ中間報告
平成26年 9月 特別区福祉主管部長会にて検討内容の最終とりまとめ
平成26年10月 区長会に報告

※特別区が目指す児童相談行政のすがた（資料1）

特別区が児童相談所を担うと

※ 資料中、児童福祉司・児童心理司の職員数と一時保護所の定員は、「特別区児童相談所事務移管モデル」で算出したものである。

▽ 現行体制上の課題・問題点

◇ 相談件数や困難事例の増加等により、児童福祉司が不足している

◇ 一時保護所の定員が不足している

◇ 児童相談所と子ども家庭支援センターの狭間に落ちるケースがある

◇ 通告・相談先が2カ所あるため、わかりにくい

◇ 二元体制により、時間のロスと認識に温度差が生じる

▽ 特別区が目指すがた

◎児童相談所を23区すべてに設置！

* 児童相談所 7カ所 ⇒ 23カ所

◎児童福祉司・児童心理司の配置を充実！

* 児童福祉司 約120人 ⇒ 約220人
* 児童心理司 約 50人 ⇒ 約 90人

◎一時保護所の定員を拡充！

* 一時保護所の定員 約150人 ⇒ 約260人

◎すべての相談に対応！

【相談受理件数】 55,450件(H24)

- 児童相談所
26,113件(47%)
- 子ども家庭支援センター
29,337件(53%)

各区が設置する児童相談所で、すべての相談に対応

◎法的措置から家庭復帰後までの一貫した対応！

- 区で受理したケースで、「判定」、「臨検・捜索」、「一時保護」、「入所措置」など、法的権限等が必要となる場合は、児童相談所に送致
- 家庭復帰等により、児童相談所の援助終了後、区に移管

各区が設置する児童相談所で、法的措置から家庭復帰後まで、一貫して対応

①児童相談体制の充実・強化

児童福祉司・児童心理司の配置の充実、一時保護所の定員拡充、広域自治体としての東京都との連携(特に高度な専門的知識及び技術を要する相談に関する技術的援助や助言等)により、児童相談体制の充実・強化を図る。

②責任や窓口の明確化

区民や関係機関から通告・相談先がわかりやすくなり、児童相談所が身近に。
また、通告などの情報の錯綜をなくし、責任と窓口の所在を明確にする。

③一貫した支援体制の構築

虐待の未然防止をはじめ、早期発見、相談・調査・保護・再統合、その後の見守り、里親・養護施設など社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した支援体制を構築する。

④総合的なアプローチの実施

保健所、保育園、学校、障害福祉所管課、福祉事務所など、区の関係部署が連携した幅広い支援体制を組んで、総合的なアプローチを実施する。

⑤地域全体による見守り体制の充実

区民に身近な特別区が、地域の関係機関と連携することで、子どもの状況を的確に把握しながらきめ細かな対応を行い、見守り体制の充実を図る。